平成２３年（フ）第６６２号
横浜市南区永田北２丁目５番24号　第11ハウスマルシン202
債務者　羽深　智代
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２２号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館４－５
債務者　山本　好一
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５９号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目15番11号
債務者　矢川　美絵（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０８号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42番地２　天王町団地３棟224号
債務者　土田　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９９号
大阪市大正区鶴町３丁目23番２―205号
債務者　門田　精二
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７号
栃木県栃木市大宮町2050番地10
債務者　小松　敏彦
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４６号
岡山市南区福島２丁目19番23号　ハイツニノワリＢ―202
債務者　西川　　洋
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２４２号
東京都府中市分梅町２丁目８－３　ハイツＭ105
債務者　池田かおる
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２９５号
東京都世田谷区船橋５丁目17―13―203
債務者　石井　志律
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４１８号
東京都杉並区井草２丁目26―８―102
債務者　一ノ宮まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４５２号
東京都世田谷区桜新町２丁目12―23―107
債務者　坪木智恵子（旧姓池田・阪上）
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４６９号
東京都板橋区西台２丁目33―12―303
債務者　鴫原　高明
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８８号
横浜市鶴見区鶴見２丁目３番45―223号
債務者　小原　靖廣
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５２号
横浜市鶴見区獅子ケ谷３丁目24番10号　第２若葉荘２Ｆ
債務者　高田　仁志
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９８号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅８棟101号
債務者　長谷部由美子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部